給水装置工事の申込みに関する注意点について

１　給水装置工事の申込について

１．１　給水装置工事申込書について

給水装置工事申込書・承認書の記入方法については、記入例を参考に記入してください。

また、添付する書類については「申込書類および申込内容チェックリスト」を御確認の上、添付漏れや記載漏れ等が無いよう、御注意ください。

なお、工事の承認にかかる期間は、受理後１週間程度となります。（道路占用許可は別です。）

１．２　加入分担金の納付について

給水装置工事申込時に加入分担金、検査手数料を沿えて申込みしてください。納付がない場合は工事を承認しません。

加入金および検査手数料一覧表			
φ13	66,000円	φ50	660,000円
φ20	88,000円	φ75	1,375,000円
φ25	165,000円	φ100	当課と事前協議
φ40	440,000円	検査手数料	3,150円

１．３　平面図の作図について

別紙の米原市給水装置工事施工基準書第９章を参考に平面図を作図してください。二次側平面図について、給湯系統の配管も記載してください。

１．４　使用材料について

一次側の使用材料は下記のものを使用し、二次側については、水道法施行令第６条に規定する給水装置の構造および材質による性能基準適合品であることが認証（自己認証または第三者認証）されている材料を使用してください。

また、使用材料は給水装置工事申込書・承認書内の４使用材料欄に必ず記入してください。

表12　指定材料一覧表

種別	使用材料	品名（規格）	規格品番	備考
給水管	合成樹脂管	水道配水用ポリエチレン管（１種二層管）	JIS K 6762	呼び径20～75㎜
継手類	合成樹脂管用	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116	呼び径20～75㎜
栓類	止水栓	副栓付伸縮止水栓（コマ式）　蝶ハンドル		口径13～25㎜
		副栓付伸縮止水栓（コマ式）　ＢＣ丸ハンドル		口径40㎜　レバー式
	分水栓	水道用サドル付分水栓（ボール式）	JWWA A 117 JWWA B 136	配水管口径40～100㎜以上 分岐口径20～50㎜
	不断水Ｔ字管	不断水Ｔ字管		口径50㎜以上
	インサートリング	密着コア		鋳鉄管穿孔時使用
	仕切弁	プレインゲートバルブ		口径50㎜以上
	逆止弁	単式逆流防止弁	JWWA B 129	口径25㎜以上
	空気弁	水道用急速空気弁		
筐類	メーター用	樹脂製メーターボックス（市章入り）		土留板、メーターライナー付
	仕切弁用	樹脂製バルブボックス		
その他	ワイヤー	ロケーティングワイヤー		
	管明示シート	埋設表示シート		150㎜巾50ｍ巻Ｗ（２倍折込）
	スリーブ	水道用ダグタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	鋳鉄管用防蝕
	圧着部保護部材	ネオＳＫジョイント、補修バンド、Ｃ型クランプ		

この表に記載のないものでも、当課と協議の上使用を認めることもある。

１．５　水理計算書および立体図の提出について

使用先が２階建一般住宅等でメーター口径が 25㎜ までは水理計算書および立体図の提出を省略することができますが、メーター口径が 40㎜ 以上の場合、受水槽方式の場合、給水用具数が多い場合、３階直結直圧方式の場合、直結増圧方式の場合は水理計算書・立体図を添付してください。（分岐工事が伴う場合は分岐工事の申込時に提出してください。）

２　給水装置工事の施工について

２．１　給水装置工事の施工について

別紙の米原市給水装置工事施工基準書の第２章および米原市給水管本設標準施工図を御確認の上、施工をお願いします。

３　メーターについて

３．１　メーターの発注について

口径がφ25㎜ 以上のメーターについては、申込受理後に発注するため、メーターをお渡しするまでに、約１か月～２か月かかりますので、あらかじめ御注意ください。なお、φ50㎜ 以上は電子メーターとなります。

３．２　メーター口径の変更について

増径する場合、加入分担金は、増径後の口径から既存の口径を差し引いた差額が必要になります。

減径する場合、加入分担金の差額は払い戻しいたしません。また、減径は最大２口径までできますが、メーター口径 50ｍｍ以上から減径する場合は、当課と事前協議を行ってください。

口径変更工事後は、変更前のメーターを速やかに上下水道課へ返却してください。

メーターボックスは、口径に合った適切なサイズのものに取替えてください。

４　事前協議および誓約書について

４．１　事前協議および誓約書について

（１）３階建以上の中高層建築物に直結直圧・増圧給水する場合は、事前協議の上、事前協議書を提出し、審査の結果、給水可能となった場合は、条件承諾書を提出してください。

（２）メーター口径に比べて給水栓の数が多い場合、同時使用したときに出水不良となる可能性があるため、「水圧・水量不足に係る誓約書」を提出してください。

（３）元付け型浄水器等を設置する場合は、「元付け型浄水器等に係る誓約書」を提出してください。元付け型浄水器でなくとも、浄水器を水栓や末端給水栓の付近で設置せず、メーター直下に設置する場合も、当該誓約書を提出してください。（残留塩素濃度が法定基準以下となるおそれがあるため。）

（４）水道直結式スプリンクラー設備の場合、事前協議のうえ、設置条件承諾書を提出してください。

５　道路占用申請および通行制限について

５．１　道路占用、通行制限の申請について

道路占用および通行制限の申請については、上下水道課から各管理者へ申請します。

事前に占用物管理者と協議を行い了承を受けた後に、別紙の記入例を参考に書類を作成いただき、給水装置工事申込時に併せて御提出ください。

占用申請から許可までに要する期間は、市道で約４週間、県道は約８週間となります。占用および通制限の許可がおりましたら許可書をお渡ししますので、米原警察署に道路使用許可書の申請を行ってください。

５．２　車両通行止めの場合について

通行制限が車両通行止めの場合、米原警察署へ道路使用許可書を提出する際に、施工先の地元自治会長の同意書が必要になります。地元自治会長の連絡先については、当課で確認後にお伝えします。

５．３　車両通行止めの周知について

施工先の地元自治会への工事周知については、地元自治会長に工事チラシの配布先を確認の上、工事の１週間前を目処に周知を行ってください。

また、所轄消防署や湖北広域行政事務センター等、下記の関係機関と協議を行い、同意を得た上で施工日を決定し、これらの機関にも周知を行ってください。

関　係　機　関　先		
協議先	住所	連絡先
地元自治会	関係する自治会全て	－
湖北消防本部　米原消防署	米原市天満１１０９	0749-53-4668
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町２００	0749-62-7143
湖国バス株式会社　長浜営業所	長浜市西上坂町１２８	0749-64-1224
近江タクシー株式会社　長浜営業所	長浜市西上坂町１２８	0749-62-1681
郵便事業株式会社　長浜支店	長浜市列見町１１－９	0749-62-0380
郵便事業株式会社　彦根支店　米原集配センター	米原市下多良１丁目１３０	0749-52-1220
米原市教育委員会学校教育課	米原市米原１０１６	0749-53-5152

５．４　舗装の本復旧について

舗装の本復旧は、指定工事店が責任を持って実施し、仮復旧後は必ず本復旧を行ってください。
復旧範囲は、５．１で協議を行った範囲以上を必ず守ってください。

５．５　埋設物の確認について

ガス・電気・電話等の埋設部については、指定工事店から各管理会社へ直接確認してください。

６　検査について

６．１　分水工事の立会検査について

分水工事の本管穿孔時および分岐時には、市の職員が立ち会いますので、事前に上下水道課と日程を調整してください。

６．２　宅内工事の完了検査について

工事が完了しましたら、給水装置工事完成届を提出の上、検査の日時を上下水道課と調整してください。
検査日は毎週火曜日・木曜日となりますので事前に窓口にて予約してください。
完了検査時に実施していただく水圧検査は、1.0MPa、１分間です。(0.01MPa 以内の下りで合格です。）ただし、事前に行う場合は検査申込時に写真を添えて検査予約してください。

７　水道料金について

７．１　水道料金について

給水装置工事の承認後、あるいは分水工事立会時に水道メーターをお渡しします。
水道料金はメーターをお渡しした日を基準に算定し、概ね２か月後から請求させていただきます。
なお、分水工事後にメーターを取り付けしていなくても、基本料金が発生しますので御注意ください。
（口径毎の基本料金例：φ１３　６６０円／月、φ２０　１，２６５円／月）
また、工事完了後に使用者の変更がある場合は、速やかに上下水道異動届を提出してください。

８　書類のダウンロード先等について

８．１　申込書類のダウンロード先

申込書類のダウンロード先は下記のとおりです。

米原市公式ウェブサイト→くらし手続き→上水道→給水装置工事業者の方へ→水道工事の申込方法について

８．２　施工基準書関係の閲覧先

上記の「給水装置工事業者の方へ」のページ内に給水装置施工基準書、中高層建物直結直圧および増圧方式給水施工基準書、水道直結式スプリンクラー設備設置基準書等も掲載しております。

（米原市まち整備部上下水道課　令和８年１１月）

別　紙

第２章　給水装置工事の施工について

２．１　給水管の分岐

次のことに留意して施工すること。

（１）水道以外の管との接続とならないよう、事前調査と現地確認を行うこと。

（２）分岐位置は、他の給水装置の分岐位置から 30 ㎝以上離すこと。

（３）分岐口径は、分岐される管の口径より小さいこと。最小口径は 20 ㎜とする。

（４）分岐には、被分岐管の管種および口径ならびに給水管の口径に応じたサドル分水栓、割Ｔ字管又はチーズ、Ｔ字管を使用すること。（詳細は表 11 を参照のこと。）

（５）分岐は配水管等の外面を十分掃除し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けボルトが片締めにならないよう均等に締め付けること。

（６）配水管等への穿孔機の取り付けは、配水管等に損傷を与えないよう、作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。

（７）鋳鉄管に穿孔する場合は、内面塗膜材等に悪影響を与えないよう注意し、サドル付分水栓、割Ｔ字管での穿孔端面には防食のためインサートリング（密着コア）を装着すること。

（８）サドル付分水栓、割Ｔ字管は取り付け後、腐食防止のポリエチレンシートを巻き付けること。また、被分岐管にポリエチレンスリーブが施されている場合は、復元すること。

（９）各口径の給水管本設標準施工図は別紙資料（Ｐ33～34）のとおりである。

表11　配水管からの分岐方法

被分岐管		分岐管口				
種類	口径	20㎜	25㎜	40㎜	50㎜	75㎜
鋳鉄管	50㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	チーズ	－	－
	75㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓 割Ｔ字管	－
	100㎜以上	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓 割Ｔ字管	割Ｔ字管
ビニール管	50㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	チーズ	－	－
	75㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓 割Ｔ字管	－
	100㎜以上	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓 割Ｔ字管	割Ｔ字管
ポリエチレン管	40㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	チーズ	－	－	－
	50㎜	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	ｻﾄﾞﾙ付分水栓	チーズ	－	－

２．２　給水管の保護

（１）給水管の上部 20 ㎝、下部 10 ㎝に保護砂を施すこと。

（２）露出する部分の給水管および屋内であっても凍結のおそれがある場合は、適切な防寒材等で被覆すること。

（３）ガソリン、塗料等の有機溶剤を含むものに侵されるおそれがある場所においては、当該物が浸透するおそれのない材質の被覆または、鞘管等を用いる等適切な措置を講ずること。

２．３　給水管の埋設深さ

（１）給水管の埋設深さは道路管理者の指示に従うものとするが、公道内の車道および歩道部分ならびに私道においては 60 ㎝以上、宅地内においては 30 ㎝以上の深さに埋設すること。

（２）道路部分に配管する場合は、他の埋設物に十分注意し、必要な離隔をとること。

２．４　給水管の明示

（１）道路部分に布設する給水管には、埋設表示シート（水道用　W＝150 ㎜ダブル）を埋設深から１／２の位置に埋設すること。

（２）道路掘削時に埋設表示シートを破損したときは、復元すること。

（３）ロケーティングワイヤーはサドル付分水栓から止水栓まで取り付けること。

２．５　止水栓の位置

（１）配水管から分岐した給水管には、止水栓または仕切弁を必ず設置すること。

（２）引込管口径 40 ㎜以下の場合、止水栓はメーターボックス内に収納すること。

（３）引込管口径 50 ㎜以上の場合、メーターボックスの前後に仕切弁を設置すること。

２．６　空気弁の設置

空気の停滞が生じるおそれがある場所は空気弁を設置すること。

また、φ75 ㎜以上の配管で次の場所では必ず空気弁を設置すること。

（１）水路等の構造物で上越しを行う場合。

（２）水路等の構造物で伏せ越しを行う場合は次のとおりとする。

ア　構造物の伏せ越し部とその前後に曲管等で落差をつけるときは空気弁を設置すること。

イ　アの場合で落差をつける必要が無いときは空気弁を設置しなくてよい。

２．７　給水取出し管

配水管からの取出し管は、１建築物に１取出しを原則とする。

２．８　断水が伴う工事ついて

仕切弁、バルブ等の操作は水道事業者が行う。

２．９　元付け型浄水器の設置について

（１）メーターの二次側に設置し、メーターからの離隔を 50cm 以上確保すること。

（２）元付け型浄水器とメーターの間に逆支弁を設置すること。ただし、元付け型浄水器の本体が逆流防止機能を有している場合は、設置不要とする。

（３）給水装置の設計にあたって、元付け型浄水器の損失水頭を考慮して設計すること。

（４）機器によっては末端給水栓における残留塩素濃度が法定基準の 0.1mg/ℓ以上を確保できなくなる場合があるため、設置者および使用者に対して適切な維持管理等を周知徹底すること。（平成 14 年 8 月 30 日付け厚生労働省事務連絡通知より）

（５）元付け型浄水器の水質責任範囲は、当該機器上流側までが米原市とし、下流側は設置者の自己責任とする。そのため、元付け型浄水器を設置する場合は、給水装置工事申込時に「元付け型浄水器に係る誓約書」(P32) を提出すること。

２．１０　その他について

河川等を横断して給水管を布設する場合は、それぞれの管理者の指示に従うこと。

第９章　給水装置工事の図面について

９．１　図面の表示

図面は、給水する家屋などへの給水管の布設状況等を図示するものであり、給水装置の適切な維持管理のため、明確、かつ容易に理解できるものであること。

（１）方位について

方位は、原則として北を上にして作成し、方位を記入すること。

（２）縮尺について

縮尺は、適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。

（３）図面の大きさについて

図面の大きさは A4 を基準とする。

（４）単位について

管および水栓の口径は mm とし、給水管の延長および高さ、道路幅員などはｍとする。

（５）水道管の線について

図面に表示する水道管の色分けは表 14 のとおりとする。

表 14　線種一覧表

管　　種	線　　種	凡　　例
新設給水管	赤色実線	――――
新設給湯管	赤色破線	- - - - - -
既設給水管	黒色実線	――――
既設給湯管	黒色破線	- - - - - -
配水管	黒色太実線	■■■■
井水等	緑色実線	――――

（６）表示記号について

図面上の管種記号・給水装置表示記号は、次の表 15、表 16 のとおりとする。

給水用具等は、その用具の名称を旗揚げ表記する等して、作成者以外でもわかるようにすること。

なお、表 15、表 16 以外の記号を用いても、凡例を示せば可とする。

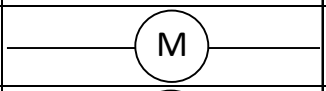
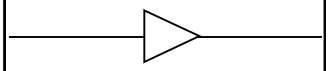
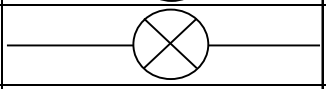
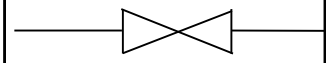
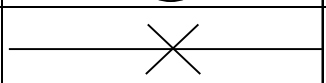
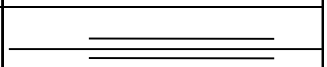
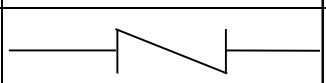
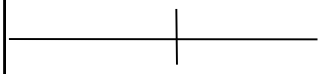
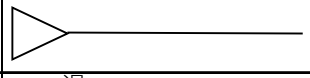
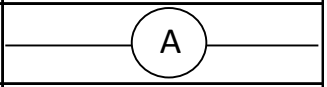
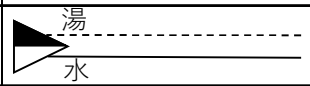
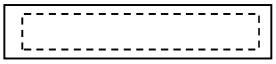
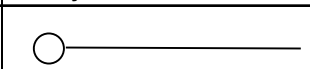
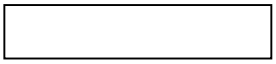
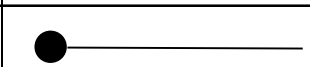
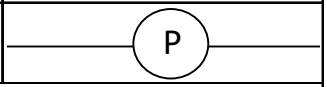
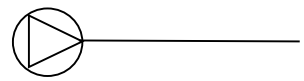
【記入例】（管種）（口径）　（延長）　→　HIVPφ20　2.0

（給水用具名）（立ち上げ高さ）→　混合水栓　+0.5

表 15　管種記号

管　　種	記　号
ダクタイル鋳鉄管	DIP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
硬質塩化ビニル管	VP
ポリエチレン一種二層管	PP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブデン管	PBP

表 16　給水装置記号

名称	平面図記号	名称	平面図記号
メーター		口径変更	
止水栓		仕切弁	
バルブ		防護管（さや管）	
逆支弁		管種変更	
給水栓・一般用具		空気弁・給排気弁	
混合水栓		受水槽	
ボールタップ		高置槽	
立上り・下り		ポンプ	
給水用具 （湯沸器等）			

９．２　図面の種類

（１）位置図

給水装置工事申込場所がわかるもので、工事申込場所を赤色で囲うこと。
方位は原則北を上にすること。

（２）一次側平面図・断面図（分岐工事）

ア　方位および宅地境界を表示すること。

イ　道路幅員および道路種別を表示すること。

ウ　配水管の位置および管種・口径・土被りを表示すること。

エ　布設する管の位置および管種・口径・延長・土被りを表示すること。
また、公道部に埋設する占用数量がわかるようにすること。

オ　水道メーター、止水栓の位置を表示すること。（官民境界から１ｍ以内）
また、使用場所の建物との位置関係がわかるように表示すること。

カ　道路復旧範囲、断面を表示すること。

（３）二次側平面図（宅内工事）

ア　方位を表示すること。

イ　水道メーターの位置、口径を表示すること。（官民境界から１ｍ以内）

ウ　当該家屋の水廻りの間取（水栓のあるトイレ、キッチン等は名称表示）を表示すること。

エ　給水管の管種、口径、延長を表示すること。

オ　給水用具を表示し、旗揚げ等で名称を記入すること。

カ　改造、変更の場合は既設管の管種、口径を表示すること。

キ　配管が複雑な場合は詳細図を添付すること。

（４）立体図（宅内工事）

２階建一般住宅等でメーター口径が 25㎜ までの場合は立体図を省略することができるが、メーター口径と比べて給水用具が多い場合は立体図、水理計算書を添付すること。

メーター口径がφ40㎜ 以上の場合については、二次側平面図に加え立体図、水理計算書を添付すること。

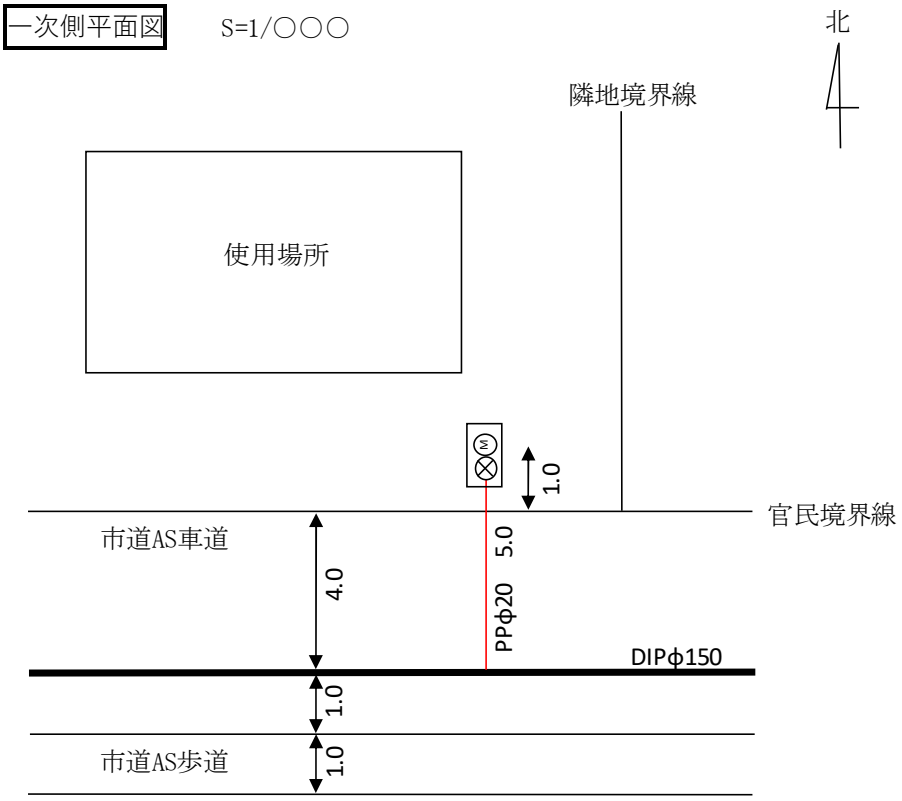
なお、共同住宅で同一タイプの部屋がある場合は、１タイプのみの配管状況を記入し、その他の部屋についてはタイプを明確にした上で省略可とする。

（５）貯水槽以下の図面

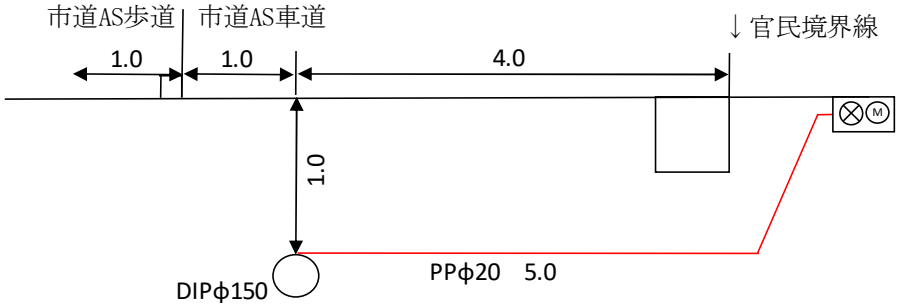
貯水槽以下の施設は、水道法に規定する給水装置ではないが、飲料水供給施設全体として把握するため、その使用材料および構造等がわかるように表示し、配管系統図、屋外配管図、各階平面配管図の図面を添付すること。また、建物と受水槽の位置関係が明確にわかるように記入すること。

作　図　例

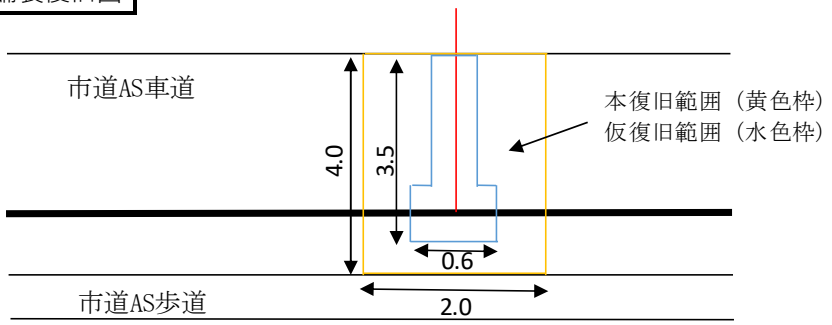
一次側平面図　S=1/○○○



断　面　図　S=1/○○○

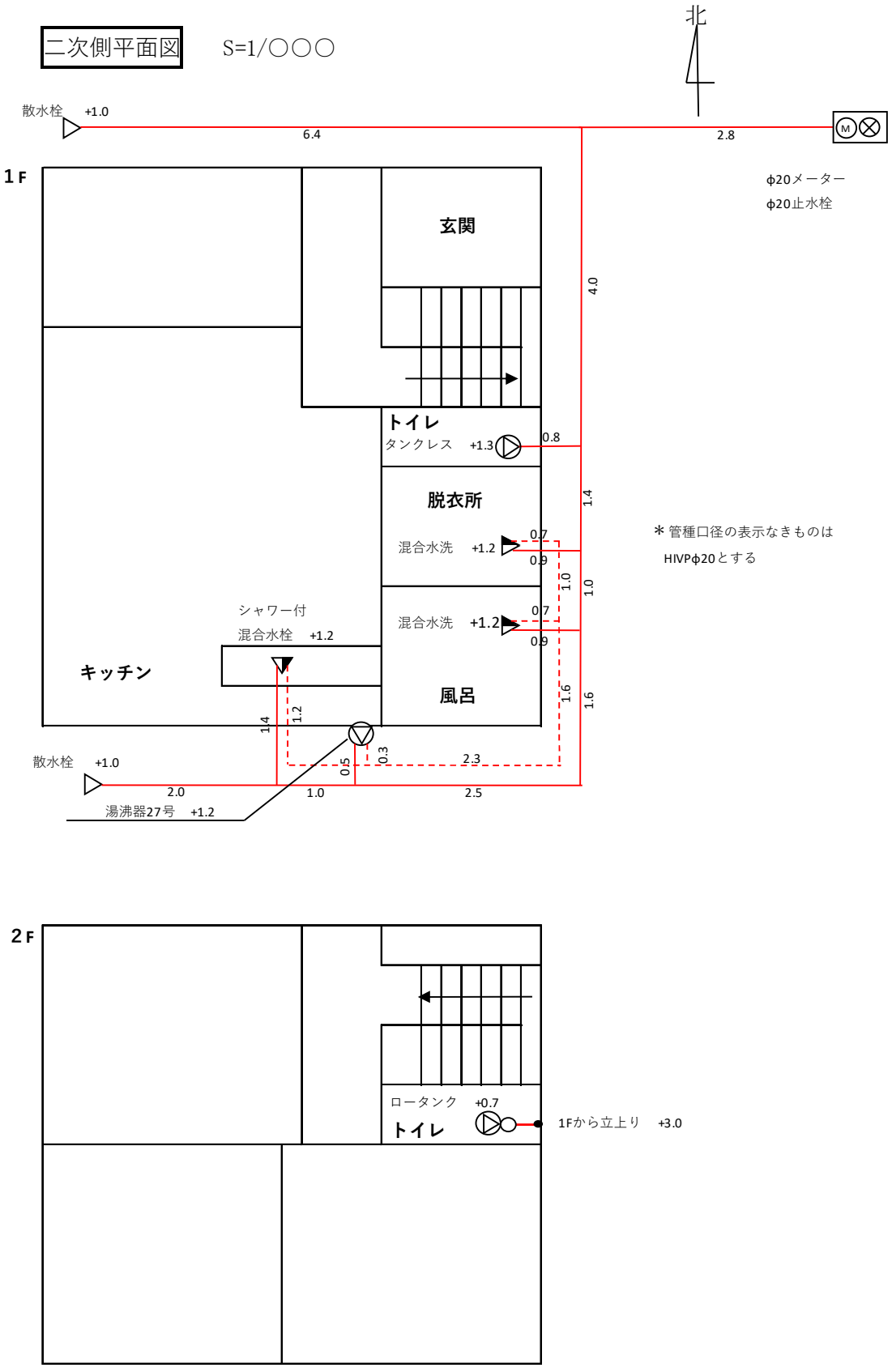


舗装復旧図



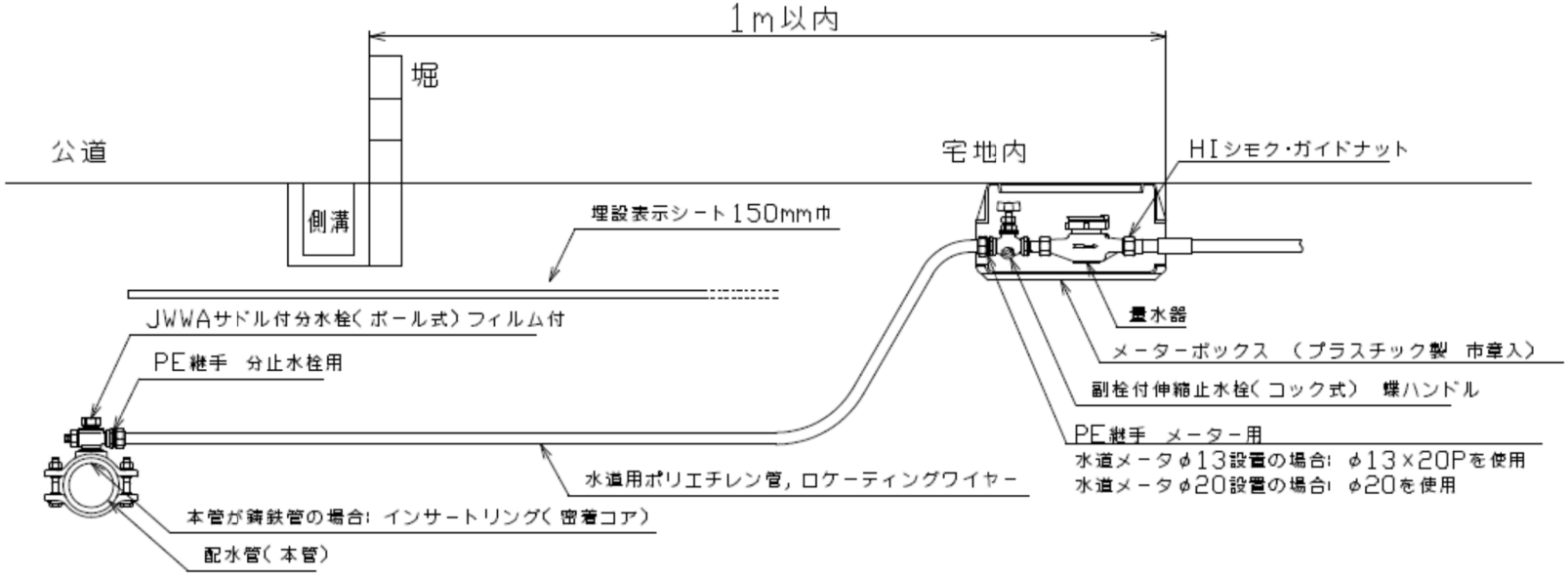
＊舗装復旧図は一次側平面図内に記載してもよい。

二次側平面図　S=1/○○○

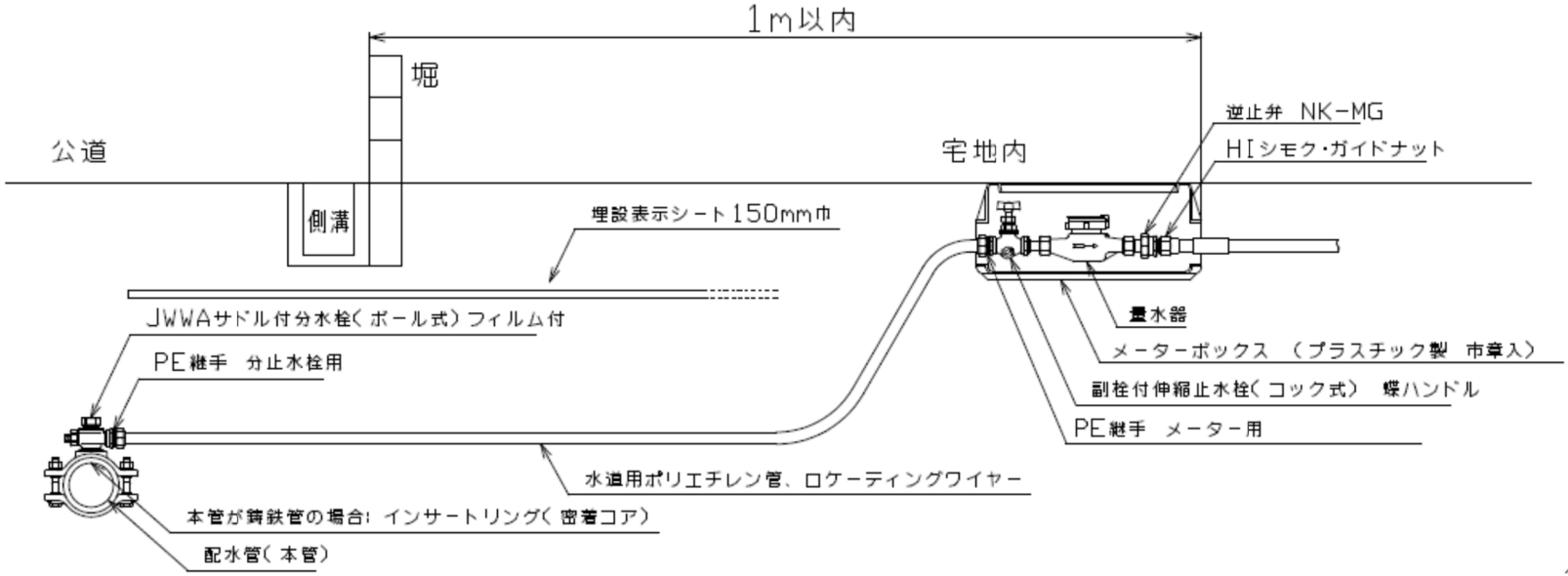

北
散水栓 +1.0
6.4
2.8
M
1F
φ20メーター
φ20止水栓
玄関
4.0
トイレ
タンクレス +1.3
0.8
脱衣所
混合水洗 +1.2
0.7
0.9
1.4
1.0
1.0
シャワー付
混合水栓 +1.2
混合水洗 +1.2
0.7
0.9
キッチン
風呂
1.6
1.6
1.4
1.2
散水栓 +1.0
0.5
0.3
2.3
2.0
1.0
2.5
湯沸器27号 +1.2
＊管種口径の表示なきものは
HIVPφ20とする
2F
ロータンク +0.7
トイレ
1Fから立上り +3.0

米原市給水管本設標準施工図

（給水口径　φ13・φ20）



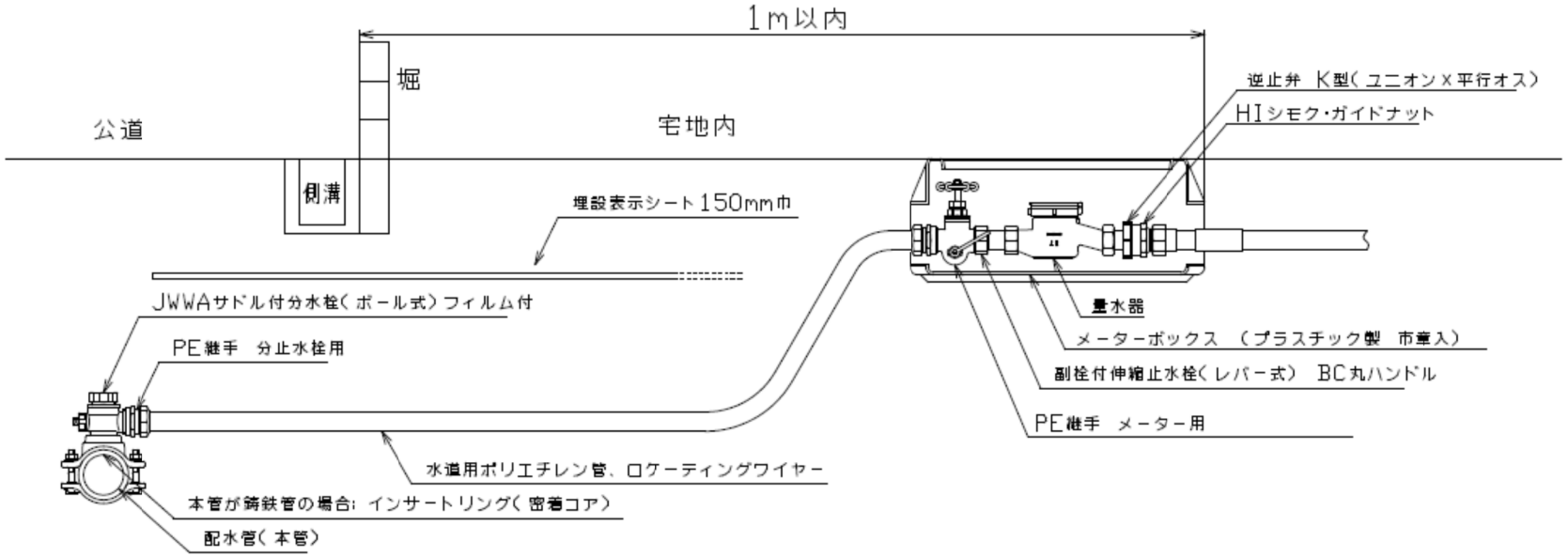
（給水口径　φ25）



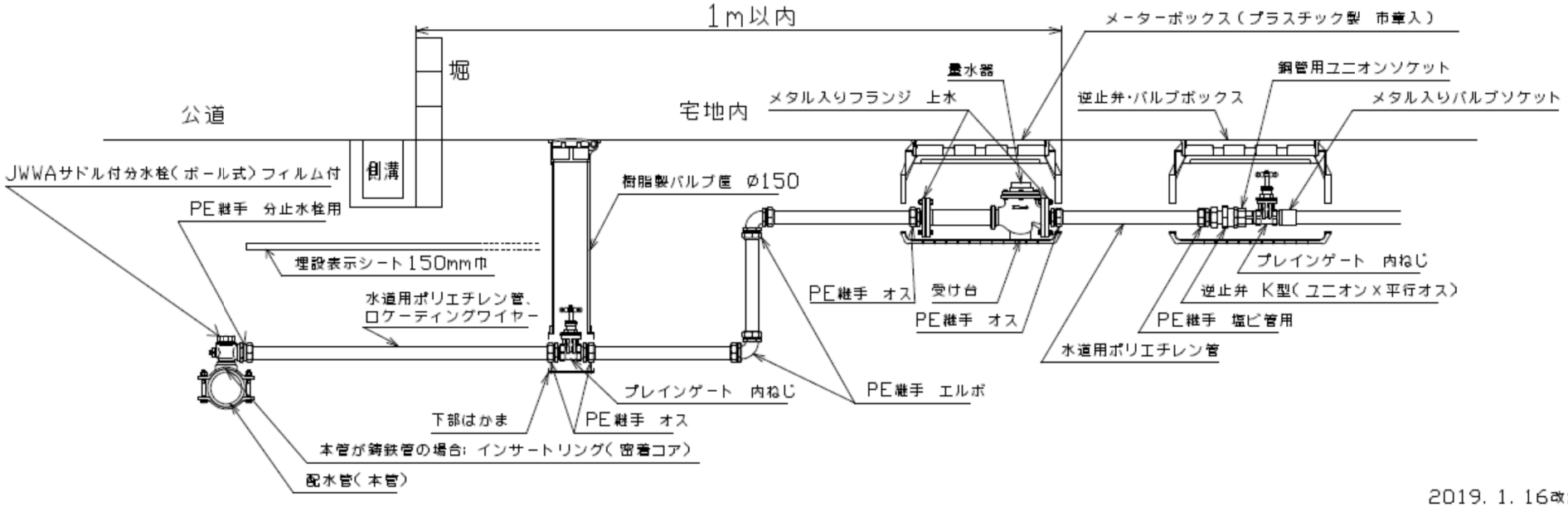
2019．1．16改定

米原市給水管本設標準施工図

（給水口径　φ40）



（給水口径　φ50）



2019．1．16改正